

長野県林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱新旧対照表

改 正	現 行
<u>「削除」</u> <u>「削除」</u> <u>「削除」</u> <u>「削除」</u> <u>「削除」</u> <u>「削除」</u> <u>「削除」</u> <u>「削除」</u>	<u>改正 昭和 60 年 3 月 7 日告示第 175 号</u> <u>改正 昭和 61 年 4 月 1 日告示第 383 号</u> <u>改正 平成元年 3 月 27 日告示第 261 号</u> <u>改正 平成 2 年 9 月 20 日告示第 632 号</u> <u>改正 平成 16 年 7 月 5 日告示第 426 号</u> <u>改正 平成 19 年 9 月 10 日告示第 446 号</u> <u>改正 平成 29 年 3 月 31 日告示第 188 号</u> <u>最終改正 令和 3 年 5 月 31 日告示第 336 号</u>
<u>「削除」</u> <u>「削除」</u> <u>(令和 7 年 3 月 31 日 6 信木第 653 号 林務部長通知)</u>	<u>長野県林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱を次のように定め、昭和 59 年度の補助金から適用する。</u> <u>長野県林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱</u> <u>[新設]</u>
(趣旨) 第 1 ～ 7 略 <u>「削除」</u> <u>「削除」</u> <u>「削除」</u> <u>「削除」</u> <u>「削除」</u> <u>「削除」</u>	(趣旨) 第 1 ～ 7 略 <u>前 文 (抄) (平成元年 3 月 27 日告示第 261 号)</u> <u>平成元年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>前 文 (抄) (平成 2 年 9 月 20 日告示第 632 号)</u> <u>平成 2 年度の補助金から適用する。</u> <u>前 文 (抄) (平成 16 年 7 月 5 日告示第 426 号)</u> <u>平成 16 年度の補助金から適用します。</u>

改 正	現 行
<u>「削除」</u> <u>「削除」</u> <u>「削除」</u> <u>「削除」</u> <u>「削除」</u> <u>「削除」</u> <u>「削除」</u> <u>「削除」</u>	<u>前 文（抄）（平成19年 9 月10日告示第446号）</u> <u>平成19年度の補助金から適用します。</u> <u>前 文（抄）（平成29年 3 月31日告示第188号）</u> <u>平成 28 年度の補助金から適用します。</u> <u>前 文（抄）（令和 3 年5月31日告示第336号）</u> <u>令和 3 年度の補助金から適用します。</u> <u>附 則</u> <u>1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第 7 の改正規定は、</u> <u>平成29年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>2 この告示による改正後の長野県林道施設災害復旧事業査定用設</u> <u>計委託費等補助金交付要綱第 3 第 1 項の表の規定は、平成28年度の</u> <u>補助金から適用する。</u>